

時事新報

地方の盛事を如何せん

是れも人文の進歩と名く可き我輩大に疑ふ所あれども其是非の議論は姑く懸き近來地方官邊の様子を視るに次第に華美と云ふ點を擧げれば、院より郡區役所に至るまでも凡そ官邊に屬するものは其建築の規模次第を増進して往々目を驚かすものなきに非ず其土地に居て次第に價れば左までにも思はざればとも旅行の人あどが久々に一見して前後數年の間を比較し大に地方の面目を改めざるに心付くものあり前年は寂寥たる田舎と思ひし處に大層高樓の屹立するを目撃し是れは何ものぞと尋ねば云く新縣廳なり云く學校なり病院なり云く警察署なり郡區役所なりとの答に驚入りたるの談は毎度我輩の耳にする所なり有形の物よりして無形の心と動かしも亦自然の道理にして斯く建築の壯大なるに付ては隨て生ずる所の事も期せずして華美に流れるを得ず例へば彼の開業式の如し之を質素にするを盛にするとは随分費用に差懸くもにして然かも之を費して痕を遺さざる一時的の儀式あるに近年に至てはいよいよ盛なるも衰するの色なきが如し過般も何れかの地方にて新道を作り其開道式として當日は縣吏出張し紳士みれに陪し置酒高會萬燈を耀かし烟花を打揚げ座輿を助ると何十名の藝妓を召きて甚だ盛なるもあればありしと云ふ其地方人民の言を聞くに若も此開道式を費したる金を道路の工事に廻らしたれば今少く仕事を丁寧にするか又は谷川の橋を一箇所架したるとならんとて寤に愛まむ様子なり又各地方にて實際の法も次第に進歩して縣官が縣地を出入し又は管内を巡遊なすとすにも到る處に其待遇甚だ薄らぐ又或は東京より貴顯を稱する官員が公私の用を以て地方に至るときは其待遇應の丁寧あること殆んど此上もなまど云ふ可きは右の如く縣官あり又貴顯なり其到る處も禮遇を受るは即ち人文の華と評す可きものなれば我輩は漫に之を非難するにあらずと雖も一方より聞けば近來地方の甚だ不景氣にして民業も都て振はざる由あるに然るに官邊の交際法は近來別してさす盛なりとのとなるゆゑ左りと少し不釣合なるが如しとて我輩も竊に語合ひ一時の不文を以て忍んで費用を節して暫く民間に潤澤するを待ち更に文華繁榮の方向に進んこと今に地方の官邊に望む所あり

華樂の榮華なるに驚き飲慕は情止まざる者の如し抑も社會の文明を進めんとするに單に人の精神のを費む可きに非ず有形のもの能く人心を動かしその例は事實に見る可き所あれば東京の外觀も亦是れ文明推進の方便にして甚だ妙なりと雖も一方より天下經濟の現狀を觀察し民間の殖産未だ進らずして官邊の文明獨り盛なるは永遠の策に非ずとて地方の盛事を少しく抑目にせしめんとあらば先づ其本源たる中央に於て大に用を節まて先例を示すも肝要なる可し文明の熱心禁じて禁じ難しと雖も憲の如くならざるものは民業開闢一事のみみればこれ一は處は一時文明裝飾は變を割いても全國の富實と待つの外名案なる可きあり

官報

勅令

朕府立醫學校費用ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セム

明治二十年 內閣總理大臣伯爵伊藤博文

九月三十日 文部 大臣子爵森 有禮

勅令第四十八號

府縣立醫學校ノ費用ハ明治二十一年度以降地方稅ヲ以テ之ヲ支辨スルコトヲ得ス

東京府令第五十二號

明治十九年八月農商務省令第九號鹽種檢査規則ニ據

り東京府新編鹽種檢査所ヲ(東多摩學南豐嶋)郡役所内ニ

設置シ郡區ノ鹽種ヲ取扱ハシメ八丈嶋鹽種檢査所ヲ該

嶋役所内ニ設置シ嶋内ノ鹽種ヲ取扱ハシメ毎年六月十

日ヨリ夏鹽種第一回ノ檢査ヲ毎年七月十五ヨリ秋鹽種

第一回ノ檢査ヲ施行シ春鹽種檢査期日ヨリ夏秋鹽種第

二回ノ檢査ヲ施行ス

但本年八月第四十三號府令ハ廢止ス

明治二十年十月一日 東京府知事男爵高崎五六

鐵道布設免狀下附 群馬縣下野國高崎より金子

を経て澁川に至る鐵道布設免狀群馬縣鐵道會社發起人中

嶋伊平外十五人より願出たるに依り去月二十日を以

て同線路實地測量と許可免狀を下附せり但し右測

量期限は此の假免狀下附の當日より起算し十二箇月以

内とし此の期限を經過し私設鐵道條例第三條に記載す

る圖面書類を調製し差出さざれば此假免狀は無効のも

のトす

身長伸縮の説 凡そ成年者の身長は其體量に於ける

が如く時々増減縮して終始一定の長を有せざるのみ

ならず若干時の間を離れ多少伸縮するとは往々世人の

認識する所あり各人若し早且起牀の際と暮夜就眠の際

とに於て密に其身長を測定したらんには就寢時の長

は起牀の時より短縮せることを認むるや必然なりとす固

より短縮の度は些少過ぎず且最も強壯者に於て

は半寸を減縮するに過ぎず右の問題に付き千八百八

十一年中伯林の醫學會議於て醫學博士マルナル氏の

其實驗説を報告せり曰く凡そ人身の長は終日間に三ミ

リメートル乃至四ミメートルを減縮せり然れども該

減縮の度は夜間睡眠中に於て全く回復する者とす而し

て各人操業の種類に由りて著しく短縮の度と異にす佛

國に於ては徵兵員中普通定規の體格より三センチメー

トル乃至四センチメートル以上の身長を有するものに

は最多の努力を要する役業に従事せしむる定規にして

三四日間右の勞業に服せしめたる兵丁の身長を驗測す

るに常に二センチメートル乃至三センチメートルを短

縮すと云ふ又平素坐して業を操る者は該短縮の度最些

に於てせざる可らず且各人身幹の發育成長する時期は二十歳乃至二十五歳迄ありて而して其初年中更に身長は四百九十九センチメートルにして其初年中更に身長する程度は二十センチメートル、次年中は同十センチメートルなり六歳以上より毎年身長する程度は其成長すべき極度十六分の一位のありとせよ又十一歳乃至十二歳迄の女兒より男兒の成長すると速なりと雖も十二歳以後に於ては女兒の成長すると速に男兒は優れり而して男兒成長の後即ち成長の極度に達したる身長は通例五十五歳餘に至る迄之を保有す然れども六十歳以後は脊椎骨の屈するに屈せざるに拘はらず身長を減縮することを免かれずして其最も縮むるは五センチメートル乃至六センチメートルを減縮するにあり云々(本年七月二十六日露國官報) (以上本年十月一日官報)

雜報

貧賤生の鑑定 或る老先生の語るを聞くに年來貧賤生の世話をして之に衣食を給し又は學費を貸與したることも少からず文明の經濟論に訴れば誠に謂はれべきこととあれども左ればとて看す、俊英の子弟と知りながら之を見捨て、生涯を溼せしむるも情に於て忍び難し或は一時些少の助力を以て學費を貸し或は數年に於て容易に得難き人物を得たる事例は少ならず此點より見れば貧生に學費を貸すの國は爲めに疑もなき利益なれども又一方の困難は天下に貧生の多くて貸費際限を究ること、其人品の鑑定に困るの一條あり山出しの書生に才智の發したるが如きは甚だ危し左ればとて律儀一偏言語さへ不十分なるはどの者は後年に望みし此邊は如何にも當惑する所にして容易に判斷す可らず詰る所貧生を世話をしたりとて其世話をしたる人の私利私欲を以て其世話をし難しと雖も亦是れ人生の好事に於て其中のと外る、どの有様商人の投機に異ならず鑑定人の眼力次第にて随分掘出しものも有る可し云々

大坂鐵道の現況 大坂鐵道會社が義に最上五郎氏を同社長に推舉し同氏が去月十日大坂に到着すると間もなく鐵道線路實地檢分の爲め河内を經て大和に入り更に伊賀伊勢地方に出張し尙又大和の櫻井より南の方吉野川に沿て紀州和歌山に通ずる線路及河合奈良間の線路等も親しく巡視し又近頃同會社にて關西鐵道會社の線路を承け伊勢津より山田に至る線路を起さんと計畫ある部分も踏査して去月廿六日大坂に歸着し日に假事務所に於て専ら事務を執掌し居る由なり右の線路は先般來宮城崎橋脚が監督とあり技手二十餘名と共に頭より測量を取急ぎ大坂より河内の國府、大和の高田等を經て櫻井に至る迄の間は已に其實測了りたる趣なるが此間は同會社が第一着を期する處にて里程凡そ三十哩許り地勢平坦にして難所と云ふは國府時のみなれ共夫れより進んで櫻井以東及び吉野河内線路に至るまでは隨分困難なる場所も少からずといふ又同會社に取て最も困難なる事情ありと云ふは其線路中伊賀の上拓植より伊勢の關山を經て四日市に達する迄は關西鐵道會社線路と同一なることあり此事に就ては初光出願の折其筋より右同社に對し雙方示談の上何分の計らひを命ずべしとの命令もありと云ふも此間の線路を雙方ともに最も望むる處を容易に相談の便をばしと思はれず右に付關西鐵道會社の方にては伏見奈良の線路を譲渡し上拓植四日市間の線路を特許せんと主張し居る者もある由なれども結局の如何は未だ判し難しと云へり

中秋無月 花 一昨一日は舊曆八月十五日にして中秋の節と定めしも大和の國府、大和の高田等を經て櫻井に至る迄の間は已に其實測了りたる趣なるが此間は同會社が第一着を期する處にて里程凡そ三十哩許り地勢平坦にして難所と云ふは國府時のみなれ共夫れより進んで櫻井以東及び吉野河内線路に至るまでは隨分困難なる場所も少からずといふ又同會社に取て最も困難なる事情ありと云ふは其線路中伊賀の上拓植より伊勢の關山を經て四日市に達する迄は關西鐵道會社線路と同一なることあり此事に就ては初光出願の折其筋より右同社に對し雙方示談の上何分の計らひを命ずべしとの命令もありと云ふも此間の線路を雙方ともに最も望むる處を容易に相談の便をばしと思はれず右に付關西鐵道會社の方にては伏見奈良の線路を譲渡し上拓植四日市間の線路を特許せんと主張し居る者もある由なれども結局の如何は未だ判し難しと云へり

國會議會 同 就れも失望を極め 無の風流を以て 折其筋より右同社に對し雙方示談の上何分の計らひを命ずべしとの命令もありと云ふも此間の線路を雙方ともに最も望むる處を容易に相談の便をばしと思はれず右に付關西鐵道會社の方にては伏見奈良の線路を譲渡し上拓植四日市間の線路を特許せんと主張し居る者もある由なれども結局の如何は未だ判し難しと云へり

智慈盜賊 右 金銀を費やしわづ 何か新規の器 醉を得たる時は 或は其專賣賣 れば其利益と喜 りき而るに並 世間に用ふる えて申分なき 後漸く一度 鐵板と爲さば 明たりけれ より注文非常 忠告を服膺し 高き貨錢を興 高き貨錢を興 高き貨錢を興 高き貨錢を興

騎込地所賣却 府下北豐郡駒込村第一 總地坪千二百四十餘坪家屋建坪八十餘坪梅林アサ 右御留ノ方ハ日本橋區兜町五番地豊橋屋へ御來談チ乞

吳服 私領今般石之商 正直ナリヲ精々 店當日ヨリ換

毎日新聞發行停止

本社毎日新聞第五千九百九十九號ハ治部省ノ妨害スル者ト認マシテ自今發行停止ノ旨本日其筋ヲ送有之候間此段 愛護諸君へ御申上候御解停ノ上へ續々發行可仕候

老母病久々病氣之處養生不相叶本日死去仕候間此段 府知事君ニ謹告仕候 但來ル四日午後二時出棺麻布一本松寶崇寺へ埋 葬ス 京橋區采女町二十七番地 松尾儀助